

さんのへ 商工会

令和元年
6月号



No. 420号 令和元年6月号

令和 元年 6月17日 発行

発行人 三戸町商工会

会長 井上 浩

青森県三戸郡三戸町大字二日町17

TEL 0179-22-2131(代)

FAX 0179-22-1906

http://www.sannohemachishokokai.com/

E-mail info@sannoheshoko.com

商工会は

行きます 聞きます 提案します



平成三十一年度 通常総会を開催



平成三十一年度通常総会が五月二十七日 午後五時から田岩本店で出席者一七三名(内委任状出席者一二七名)の下、開催されました。

総会では井上会長が、一年を振り返った事業内容と今年度に向けた思い「会員のための商工会事業を行います」と挨拶を述べました。続いて会長を仮議長として議長選任を行い、諏訪内三千雄氏が議長に選任され、議案審議に入りました。慎重審議の結果、全議案とも原案どおり可決承認されました。

その後、松尾和彦町長の祝辞に続いて御来賓の紹介、祝電披露を行い総会は終了しました。



【審議案件】

- 議案第一号 平成三十年度事業報告並びに一般会計収支決算承認について
- 議案第二号 平成三十一年度事業計画(案)並びに一般会計収支予算(案)決定について
- 議案第三号 平成三十一年度一般会計運営資金借入金最高限度額(案)決定について
- 議案第四号 三戸町商工会定款一部変更について
- 議案第五号 役員補充選任について

【平成31年度 重点方針】

基本方針	具体的内容
経営改善普及事業の効果的推進	① 経営指導員等による巡回指導強化 ② 適切な記帳及び確定申告(電子申告)並びに納税指導 ③ 伴走型小規模事業者支援推進事業の効果的実施 ④ 消費税の税率引き上げに向けた対応
商工会組織強化と財政基盤の確立	① 企業訪問による会員加入促進と組織率の向上 ② 広域連携の研修及び協議 ③ 会員相互の交流と親睦、研修活動充実 ④ 受託業務確立による財政基盤の強化
地域総合振興事業並びに街づくり支援強化	① さんのへ夏まつり、三戸名物元祖まける日事業による商店会振興と街づくりの支援・協力 ② 「道の駅さんのへ」共同事業体の健全運営 ③ プレミアム付き商品券発行事業による販売促進(計画中)

理事

武士澤

勝利

(株南部住建)

※青年部長

☆新役員のご紹介

青年部通常部員総会開催

四月十二日(金) 午後六時 住谷野鷲
 齋殿において二十名の部員出席(内委任出席者九名)の下、通常部員総会が開催されました。審議された議案は、平成三十年度事業報告並びに収支決算承認について、平成三十一年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定について、任期満了に伴う役員改選についてでした。全議案とも満場一致で可決承認されました。
 ☆新役員は次の通りです。

部長 武士澤 勝利
 副部長 越後 宏司・大平 昌人
 山田 龍三郎
 加藤 剛・斉藤 克明
 日影 一太・田中 博康
 尾下 展一・道尻 浩助
 足澤 義弘
 坂本 和哉・本庄 孝浩



女性部通常部員総会開催

四月二十二日(月) 午後六時三十分 割
 烹白山において二十二名の部員出席(内委任出席者十一名)の下、通常部員総会が開催されました。審議された議案は、平成三十年度事業報告並びに収支決算承認について、平成三十一年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定について、任期満了に伴う役員改選についてでした。全議案とも満場一致で可決承認されました。
 ☆新役員は次の通りです。

部長 佐々木 薫子
 副部長 松井 宮子・船場 和子
 小笠原 まさ・高橋 昌子
 竹林 愛子・松尾 幸子
 工藤 みゆき・松尾 京子
 小原 一枝
 貝守 とも子・足澤 広子



さんのへ夏まつりのお知らせ

8月3日(土) 城南商店会夏まつり

9日(金) 歩行者天国

18:30~21:00

各商店会・協賛団体行事

10日(土) 歩行者天国

18:30~21:00

各商店会・協賛団体行事

※詳細は夏まつりポスター等に掲載します

源泉所得税納付 個別指導のお知らせ

従業員および専従者に給与を支払っている事業主で納期の特例をされている方を対象に個別指導を行います。

◆指導日 7月1日(月)～5日(金)
午前9時～午後5時まで

◆持参する書類

源泉徴収簿(綴)、扶養控除等申告書、賃金台帳、納付書

※納付期限は7月10日(月)まで



新加入会員の紹介

- ・日本郵便(株)三戸郵便局
橋本 正俊(八日町)
- ・(有)建友
工藤 康夫(元木平)
- ・藤村冷熱工業
藤村 立夫(八日町)
- ・BAR パルパロ
山屋エルリンド(二日町)
- ・(株)SANNOWA
吉田 広史(八日町)
- ・大地架設
高田 英雄(南部町)
- ・(株)夏焼工務店
夏焼 太(川守田)

青年部より

「さんのへ川まつり」のお知らせ

この度、青年部では昨年引き続き児童生徒の皆さんが自然に触れるための機会づくりと三戸町の魅力を町内外へ発信するため、三戸町内の熊原川を利用した「さんのへ川まつり」を左記の通り開催いたします。

具体的内容は今後町広報やチラシ、ポスター等で告知して参りますので、皆様、ぜひ足をお運び下さい。

日時：令和元年七月二十一日（日）
午前十時～午後四時

場所：三戸町内熊原川 熊原橋より
下流河川特設会場

内容：・魚のつかみ取り

・イカダやゴムチューブを使った川下り

・その他、ビアガーデンも開催予定、子供から大人まで楽しめるイベントにしたいと思っております。

皆様の「ご来場をお待ちしております」



県よろず支援拠点「出張相談所」のお知らせ

『売り上げを伸ばしたい 新商品を開発したい これから創業したい等』経営の様々な課題に様々な分野のプロフェッショナルが無料でご相談に応じます。

相談員：創業の専門家 中村 貴志氏（創業以外のご相談も手厚くさせていただきます。）

・出張相談日 ★2カ月に1回開設しています

6月20日（木）	8月29日（木）	10月24日（木）
12月26日（木）	2月20日（木）	

・出張相談場所・・・三戸町商工会館 ※相談を希望される方は事前に商工会へ申し込みください。

小規模事業者持続化補助金受付実施中

- 経営計画を作成し販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します（補助上限50万円）
- 二次締め切り令和元年7月31日（書類作成に一定の日数がかかりますので1週間前までに商工会にご相談ください）

取り組み事例イメージ

- ・新商品を陳列するための棚の購入
 - ・新たな販促用チラシの作成、送付
 - ・ネット販売システムの構築
 - ・新商品開発
 - ・店舗改装
- ※この他にも対象になる取り組みがありますのでお問い合わせください。

夏季の軽装実施中

6月1日から9月30日までの間地球温暖化防止及び節電対策として暑さをしのぎやすい服装で執務しております。

皆様のご理解をお願いいたします。



長谷川です
みなさん
どうぞよろしく
お願い致します

（新採用）
長谷川 千紘（はせがわ ちひろ）

【転入】四月 一日付
主事

【転出】三月三十一日付
主査
田中 由美子（田子町商工会へ）

職員異動のお知らせ



平成31年4月1日以降は、 一括有期事業を開始する際の 事務手続の一部が不要になります！

行政手続の簡素化により事業主の事務負担を軽減するための取組として、労働保険に関する法令を改正し、以下の2つを廃止します。

労働保険に関するお知らせ

1 一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、「**一括有期事業開始届**」を提出する必要はありません。

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。しかし、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届が廃止されるため、提出する必要がなくなります。

2 一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、**遠隔地で行われるものも含めて一括されます。**

一括される有期事業については、地域要件が定められています。このため、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。平成31年4月1日以降に開始する有期事業については、この地域要件が廃止されることにより、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。

<ご注意>

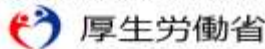
- ▶平成31年3月31日以前に開始する一括有期事業については、これまでどおり、一括有期事業開始届の提出が必要となり、また地域要件が適用されます。
- ▶これまで、地域要件以外の一括の要件^{*}を満たすにもかかわらず、地域要件によって一括されなかった有期事業が、今回の改正により、労働保険料の納付事務を行う事務所で一括されることとなります。

労働保険料の納付事務を行う事務所の変更を求めるものではありません。

^{*}有期事業が一括されるには、①概算保険料の額が160万円未満であり、②事業の規模が請負金額1億8000万円未満（建設の事業）又は素材見込生産量1000立方メートル未満（立木の伐採の事業）であることなどが必要です（これらの要件に変更はありません。）。

- ▶労災保険給付事務は、労働保険料の納付事務を行う事務所の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

詳しくは最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。



雇用保険について今一度確認を!!

その① 雇用保険の適用

労働者を一人でも雇っていれば、雇用保険の加入手続きが必要で、労働者を雇用する事業は、その業種・規模などを問わず、すべて適用事業であり、当然に雇用保険の適用を受け、また適用事業に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。

その② パートタイム労働者の加入手続き

パートタイム労働者も一定の基準に該当すれば、雇用保険の加入手続きが必要です。適用基準は次の通りです。

- (1) 三十一日以上引き続き雇用されることが見込まれる者（パートタイム）。
- (2) 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。

以上二点を満たす場合は加入手続きが必要です。

その③ 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の交付

事業主は、雇い入れた労働者が雇用保険の被保険者となる場合は、必ず「資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月十日までに提出して、その方が被保険者となったことについて公共職業安定所（ハローワーク）の長の確認を受けなければなりません。この確認がなされた場合「雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」が交付されますので、被保険者本人に確実に交付してください。

～厚生労働省HPの一部画面～

「不明な点等については、労働局へお問い合わせください。」